

第 83 回広島県森林審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 30 日 (木) 13 時 30 分から 15 時 00 分まで
- 2 場 所 広島市中区立町 3-13
ひろしま国際ホテル 3 階
- 3 出席委員 一場委員、大内委員、加藤委員、小林委員、
福田委員、正本委員、村田委員、堀川委員 (オンライン) (8 名)
- 4 諮問事項
(議案 1) 太田川森林計画区の地域森林計画の樹立について
(議案 2) 江の川上流、高梁川上流、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について
- 5 担当部署 広島県農林水産局 林業課 森林企画グループ
TEL (082) 513-3683 (ダイヤルイン)

(事務局 (橋本参事))

定刻となりましたので、ただ今から第 83 回広島県森林審議会を開催させていただきます。本日の司会進行をさせていただきます、林業課の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、まず山崎林業振興担当部長からご挨拶を申し上げます。

(事務局 (山崎部長))

林業振興担当部長の山崎でございます。広島県森林審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、本県における森林・林業・木材産業行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会では、諮問事項として、太田川森林計画区の地域森林計画の樹立及び、瀬戸内森林計画区ほか 2 計画区の地域森林計画の変更について、ご審議いただくこととなりますが、今年度、国が策定しました全国森林計画の概要や「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に基づく県の各施策の取組状況につきましてもご説明させていただきます。委員の皆様方からは、専門的な視点で忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。最後に、本日は限られた時間ではございますが、本審議会が活発なご議論により、有意義なものとなることを祈念いたしまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局 (橋本参事))

本審議会におきましては、令和 5 年 9 月 30 日をもって委員の任期が満了いたしました。このため、多くの委員の方におかれましては、10 月 10 日付けで新たにご就任いただいております。廿日市市の松本太郎様におかれましては、委員を退任され、新たに、三次市長の福岡誠志様が就任されておりますが、本日所用のためご欠席されております。ご承知おきください。

ここで、本日ご出席いただいております委員の皆様を、お配りしております名簿の順でご紹介させていただきます。

有限会社一場木工所代表取締役の一場未帆委員でございます。
広島県生活協同組合連合会理事の大内佳子委員でございます。
公立大学法人福山市立大学准教授の加藤誠章委員でございます。
広島県森林組合連合会代表理事会長の小林秀矩委員でございます。
福田事務所公認会計士の福田和恵委員でございます。

本日オンラインでご参加いただいております中国木材株式会社代表取締役会長の堀川智子委員でございます。

みずえ緑地株式会社代表取締役正本大委員でございます。

広島県公立大学法人県立広島大学准教授の村田和賀代委員でございます。

なお、広島森林管理署長の小椋委員、一般社団法人広島県木材組合連合会会長の竹内委員、先ほどご紹介いたしました、三次市長の福岡委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席されております。

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、山崎林業振興担当部長でございます。

川崎林業課長でございます。

野上森林保全課長でございます。

小谷林業経営・技術担当監でございます。

小笠原治山担当監でございます。

つづきまして、会長の選任につきまして、川崎林業課長の方から説明させていただきます。

(事務局 (川崎課長))

それでは、会長の選任に入らせていただきます。当森林審議会の議長は、本来会長に務めていただくことになっておりますが、先ほど説明しました通り、令和5年10月10日に新たに委員にご就任いただいておりますので、ただ今から会長の選任をお願いしたいと思います。森林法第七十一条の規定により、会長は委員の互選によって選出していただくこととなっておりますが、どなたかご推挙いただけませんかでしょうか。

(正本委員)

はい。

(事務局 (川崎課長))

正本委員、お願いします。

(正本委員)

森林・林業行政にご精通されている小林委員がいいのではないかと思いますので、推薦させていただきます。

(事務局 (川崎課長))

ただいま、会長に小林委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。異存がないようでしたら、拍手をお願いいたします。

(全委員)

(拍手)

(事務局 (川崎課長))

ありがとうございます。それでは、小林委員に会長にご就任いただくことに決定させていただきます。それではこれからの議事進行は会長にお願いしたいと思っておりますので、会長の席の方へ移動をお願いいたします。ではここで、会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(小林会長)

皆様こんにちは。ただいま会長に選任をいただきました県森連会長の小林でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。皆様方には、11月30日の月末、また明日から師走という、大変ご多用の中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会においては、森林法に基づく諮問事項につきましてご審議をいただきますが、その他にも本県の林業、そして森林の行政・施策に対しても、ご意見をいただきご審議をいただくことになっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本審議会の役割というのは大変貴重で重大なことと思っております。皆様のご意見、そしてご協力いただき、その目的を達成したいというふうに思っておりますので、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席者数の報告をお願いいたします。

(事務局 (橋本参事))

本日、ご出席の委員は8名でございます。委員総数11名の過半数、6名以上のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立してございます。

(小林会長)

ありがとうございました。それでは議事に入る前に、本日の議事録署名者を私の方からご指名をさせていただきます。正本委員と村田委員にお願いしたいと思っておりますが如何でしょうか。

(両委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

(小林会長)

それでは、次第にしたがいまして、森林保全部会の部会員と部会長の指名に移りたいと思っております。まず、森林保全部会について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 (川崎課長))

それでは、ご説明させていただきます。本県におきましては、広島県森林審議会運営要綱の規定により、森林法に基づく開発行為の許可に関する事項等について森林保全部会が分掌することとし、部会の

決議をもって総会の決議とすることができるとされております。また、森林法施行令に基づき、部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てるとされております。以上です。

(小林会長)

ありがとうございました。今、説明がありましたけれども森林保全部会において決議された事項については、運営要綱の規定により、その決議をもって総会の決議とすることができることとなっておりますが、引き続きそのようにさせていただいてもよろしゅうございますか。

(全委員)

異議なし。

(小林会長)

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。また、森林保全部会の部会員と部会長は、会長が指名するという説明がありましたが、事務局の案がありましたら、ご提案いただきたいと思います。

(事務局 (川崎課長))

では、事務局から提案をさせていただきます。部会員は、小椋委員、小林会長、正本委員に、部会長は加藤委員にお願いしたいと考えております。なお、小椋委員につきましては、本日ご欠席されておりますが、内諾をいただいているところでございます。

(小林会長)

ありがとうございます。今事務局から提案のあった部会員と部会長についてご異議はございませんか。

(全委員)

異議なし。

(小林会長)

異議はございませんので、よろしくお願いをいたします。それでは本日の議題につきまして、知事から諮問をいただいておりますので、山崎部長の方から諮問書をよろしくお願いをいたします。

(事務局 (山崎部長))

知事が出席できませんので、私が代わりに代読いたします。

広島県森林審議会会長様

地域森林計画の樹立及び変更について、太田川森林計画区の地域森林計画の樹立ならびに江の川上流、高梁川上流及び、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について、森林法第6条第3項の規定によって貴会の意見を求めます。

令和5年11月30日広島県知事

よろしくお願いをいたします。

(小林会長)

今、部長の方から諮問書をいただきました。審議をいただく前に、事務局から冒頭に今日の審議会の進行について説明を聴取した上で審議を始めたいと思っておりますので、まずは説明をよろしく願いいたします。

(事務局 (橋本参事))

本日は、諮問事項といたしまして、地域森林計画の樹立及び変更について、ご審議いただきます。それでは、事務局の方から説明に入らせていただきます。

(事務局 (森林企画 GL))

【スライドにより説明】

地域森林計画の策定について

- ・(議案 1) 太田川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- ・(議案 2) 江の川上流、高梁川上流、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について

(事務局 (川崎課長))

ここで1点、私の方から追加してご説明をさせていただきます。今回の各地域森林計画の樹立及び変更案につきましては、10月19日から11月13日までの26日間、公告・縦覧を行うとともに、近畿中国森林管理局长、そして関係市町の長に対しまして照会をしておりますが、意見の申し立てはございませんでした。以上、報告でございます。

(小林会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明をしていただきました。ここで皆さんの方からご意見を伺いたいと思います。何かご意見・ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

(加藤委員)

伐採・造林計画量の実行量と計画量について、前期の実行量が低調で、今後増やすということですが、まずもって今時点で実行量が計画値に対して未達であることに対して顕在化した問題が何かございますか。

(事務局 (森林企画 GL))

前期の計画量、例えば、針葉樹の主伐ですと、70万㎡に対して実行量が36.5万㎡とほぼ半分となっております。前期の計画量については、森林資源量見合で計上しており、森林資源量については、右肩上がりに増加しております。この資源量から言いますと、このような大きな計画量となり、これだけ伐っても森林資源量が維持できるような状態ですが、かつて植えた植栽木の主伐期が一度に来ていることから、計画量に対して実行量が追いついていないという状況でございます。

(加藤委員)

質問への回答としては承知しましたが、何かそれで問題が発生しているのかという点では如何でしょうか。

(事務局 (森林企画 GL))

人工林は将来の木材資源として伐るために植えているものですから、やはり伐って使って新しく植えるというのが本来の姿であり、問題があるとすれば、やはり、主伐だけではなくて森の手入れもされていないということでもあり、例えば、手入れのされていない暗い人工林が増え、荒廃が懸念されるといったことかと思います。

(事務局 (川崎課長))

補足させていただきますと、今、恐らくご心配いただいている特段の問題が発生しているかということ、そういう状況には無く、より健全に森林を管理していくためには、一部の齢級に集中している一山形の森林資源量を平準化させていくのが理想であり、そういった形に仕向けていくために、伐って使うことで循環していく方がいいということではありますが、一方で、伐りすぎてしまうと、森林の荒廃を招くということにも繋がりがねませんので、そういった意味でも、今のところ致命的な問題は無いのですが、今後は、スギ花粉対策にも取り組むこととしておりますので、資源を循環していくということをしっかり進めていきたいと考えています。

(加藤委員)

ありがとうございます。

(堀川委員)

質問の意図は、何か大きな障害があって進みが悪いのではないか、という内容かと思ったのですが、如何でしょうか。

(加藤委員)

意図としては、計画と乖離していて、それで大きな問題が生じているのであれば、より伐採促進するよう取組が必要であろうかということなので、そこまで大きな問題でないのであれば特に申し上げることはありません。

(小林会長)

堀川委員、これに対する意見があればお願いします。

(堀川委員)

何故、目標に対して進んでいないかということについて、原因分析をされていますでしょうか。

(事務局 (川崎課長))

木材の利用、一番利用の多い住宅等の出口対策を我々としてもしっかりとやっていかなければいけない、というふうに思います。また、流通の効率化等も必要だと考えており、そういった施策について、これまでも取り組んでおりますけれども、今後さらにそういった取組を進めることで、需要を喚起していくということも考えていきたいと思っております。

(小林会長)

堀川委員、よろしいでしょうか。

(堀川委員)

前期の5年間には、ちょうどウッドショックの時期も含まれており、直近では少し悪くなっているものの、需要がすごく旺盛だった時期も含まれていますので、やはり、どうやって目標達成していくかということに、もう少し取り組んでいかないといけないのではないかと思います。

(小林会長)

需要と供給のバランスという点で如何でしょうか。

(事務局 (川崎課長))

ご指摘の通り、目標達成に向けてしっかり検討してまいりたいと思います。

(小林会長)

その他これに関連するような質問は如何でしょうか。一場委員。このことについて。

(一場委員)

私どもは、東京で開催される展示会等にたびたび出展させていただいております。然しながら、県からは、広島材を買ってほしい、というようなチラシ一つ出てきません。需要を喚起したいというのは何回も聞くのですけれども、県の方からは、これだけの物がありますよ、こんなサイズがありますよ、というようなことについて、私たちから出せるものが一切無い状況です。残念ですが、県は、口だけになっているのではないかなと思います。心配しているのは、スギ花粉症対策のことで、2割を伐ってしまうということは値崩れを起こすということに繋がりがかねないので、しっかり高付加価値を付けていかなければいけない、そのためにはしっかり知っていただかないといけないので、そういう意味でも、出展する時に幟もなければ何もないという状態なのは非常に問題ではないかと思っています。せめて、広島県内の関係者が広島県産材を使った商品を県外等に出展していくときには、広島にはこのようなヒノキがありますよ、スギについてもこういうものがありますよ、というような項目の一覧や問合せ先等を記載したチラシ等を関係者に持たせていただくくらいのことをしていただきたいな、と思っております。

(小林会長)

事務局、お答えいただきたい。一場委員は、需要喚起をどう図っていくかという観点の中で努力が足りないのではないかということをおっしゃっている。東京等での展示会において、全然、森林・林業の上流から家を建てる下流まで何らPRなされていないじゃないかと、その辺もう少し努力しなさいよ、ということに対して、考えをお聞かせ願いたい。

(事務局 (川崎課長))

まさに、そういうふうの実態として感じていらっしゃるということは、我々の努力が足りない部分もあるかと思っています。県産材消費拡大に向けた取組についても、打ってきておりますが、今後、どういふふうに取り組んでいくのかという点については、またご相談させていただきながら進めたいと思ってい

ます。よろしく申し上げます。

(一場委員)

わかりました。

(小林会長)

その他は。村田委員。

(村田委員)

消費、商品の需要の喚起の話と関連して、木材というのは重たくて嵩張る割には値段が安く、運ぶのが非常に大変で、長距離輸送にそもそも向いておらず、できるだけ近場で消費していかないといけないタイプの消費財であることから、小さくても非常に高い付加価値で単価の高い製品を売なのか、それとも、素材のまま近場で売なのかというような、どこでどういう売り方をするのかということを考えていく必要があるのではないのでしょうか。また、齢級構成の図を見ると、順々に伐っていく場合、1 齢級の部分がほぼゼロになっており、この齢級部分が 11 齢級に成長した場合、ゼロのまま横滑りするだけなので、伐った材を売ということはどう進めていくのか、それから生産者の方達がしっかりと所得が得られるように、先程言ったようにどう高い値段で売なのか、安く近くで売なのか、というような仕組みをしっかりと作っていかないといけないのではないかなと感じております。

(小林会長)

事務局、これについては如何か。

(事務局 (山崎部長))

只今のご質問については、全体的な内容に係るものだと受け止めておりますが、まず、地域森林計画は県内の森林全体に対する計画となっております。このうち、県の施策として特に力を入れているのがスギ・ヒノキの人工林ですので、これについては切り分けた数字を整理して説明させていただいています。スギ・ヒノキについては建築用材や住宅、公共建築物、商業施設などの用途が多いことから、まずはそこを重点的に、取組を進めてきたところがございます。これまで、県外・外国から来ている材の評価が高いといった状況がある中で、県産材の利用拡大に十数年間取り組み、ようやく少しずつ目に見える形になってきたところですので。次に流通については、これに要する経費が大きいことから、効率化する形を目指しており、これまでは材があっちに行ったりこっちに行ったり、あるいは県外へ材を出して加工された後に戻ってくるとか、そういうことが多かったのですが、できるだけ県内の市場に出したり、県内の製材工場で製材して、製材された材が県内の住宅や商業施設、公共建築物へ使われるように施策を進めてきたところですので。また、全体の流れで見ると住宅着工戸数がだんだん下がってきており、住宅以外の用途というのを開発・開拓していかないといけないことから、令和 4 年度から新たな製品開発という取組に力を入れているところがございます。こうした取組を進めることで、需要をしっかりと確保していきながら、さらにどうやって山の方へお金を返していくかということが重要だと考えています。木材の価格については、ウッドショックの時は風が吹いて、かなり上がったのですが、終われば元の値段に戻ってしまうといった状況にあり、抜本的な価格というものを考えなければいけないことから、現在は、木を伐って、それを搬出する経費や、林業で一番経費が掛かる植栽、下刈り、除伐・間伐のコスト

を縮減し、尚且つ、きちんとした山にしていくような取組を進めているところです。今回の資料にはこのような内容を記載しておりませんでしたので、概念的な説明になりますが、このような取組を進めながら、できるだけ山主さんにお金を返して次のサイクルに向けてモチベーションを持ってもらえるよう、取り組んでいるところでございます。

(小林会長)

事務局、村田委員が聞かれた「山型になっていますよ」という、要するに、山自体も少子高齢化になっていますよということ、それについて計画的な調整をしながら進めた方が良いのではないか、というご意見だったと思うのですけど。

(事務局 (山崎部長))

これを平準化していかなければいけませんので、植えてから 50 年くらい経った木については、建築材として十分活用できることから、そこを中心に主伐を進めていきながら、条件の良いところはまた新植し、若い森林の面積を増やすことで平準化していけたらと考えています。

(小林会長)

村田委員、よろしいでしょうか。次に大内委員。

(大内委員)

昨年もこんな話だったような気がして。昨年は大きな経営体に集約化して、そこで進めて行くので、平準化されていく、という話を聞いたのですけど、一昨年よりも昨年は、少しは上がっていたのかということと、また、計画では次の 5 カ年に相当計上しているが、十分対応できると思われているのか、やらないといけないから策定した計画なのかを確認したいのと、それを具体的な活動として行っていくところは一体どこなのか、これを実際計画通りに進めて行く具体的な内容はどのようなもので、どこがやっていくものなのかでしょうか。

(小林会長)

どこがガバナンスを取ってしっかりやっていくかという質問ですが。

(事務局 (川崎課長))

伐採の計画としましては、考え方としては森林の資源量に対して、これだけ伐っても森林環境として崩壊することがない上限といえますか、これだけ使っても大丈夫、資源量としても十分あるという形になっています。やはり、あるものをしっかり資源として使っていくに当たっては、これまで使えていない部分についても、需要と供給の関係であったり、施設の整備であったり、一つ解決すれば全てがうまくいくというものではないのですけれども、スマート化や効率化も踏まえながら、取り組んでまいりたいと考えています。

(小林会長)

どこがけん引をしていくものなのかお答えいただきたい。

(事務局 (山崎部長))

只今、御議論いただいているのが地域森林計画(10年計画)ということになります。今度、これを受けまして市町単位で森林整備計画を作っていくのですが、さらにその下には森林経営計画という5年間の、例えば30haとか50haとか地域ごとにまとまりのある森林の計画を作ってもらようになります。ここには森林所有者と書いていますが、実際には森林組合や林業事業体といった林業を行う者が森林所有者の同意を得ながら計画を立てることになっています。この森林経営計画に基づいた森林整備に対して、県が植栽時の補助金や林業機械の補助などを行い、これらの森林計画を進めて行くというふうに考えています。

(小林会長)

大内委員、如何でしょうか。

(大内委員)

これは、県から市町、市町からさらに林業事業体へと、そういう段階があるのですか。それとも県から直接事業体に、という流れになるのですか。

(事務局 (山崎部長))

計画自体は、先程おっしゃられたように県、市町、事業体それぞれという形になります。ただ、なかなか市町の方も技術的な問題とか業務が忙しいということがありますので、森林経営計画の指導に関しては県の方で行っているところでございます。

(大内委員)

ありがとうございます。

(小林会長)

その他は。一場委員。

(一場委員)

主伐後の再造林というか、要は伐採をしたものがどれだけその土地に造林されたかという数字が計画の部分の実行率で出ているのですが、実際どれだけの面積を伐採して、どれだけの面積が造林されたのかというような数字ってありますか。

(事務局 (橋本参事))

県全体では年間スギ・ヒノキ500haくらいが伐採されています。これに対して、県が補助金を市町経由で森林組合等に交付して行う民有林の造林と、国の外郭団体が行う水源林造成事業を合わせて年間150haくらいについて再造林を行っています。再造林率でいうと大体30%くらいになります。

(一場委員)

30%は今後増えそうですか。

(事務局 (橋本参事))

今、その再造林が重要な課題となっておりますので、これについては、着実に推進していきたいと考えております。また、林業の経営に適していない所まで全てについて再造林を行わないといけないかと言いますと、そうでは無いと考えています。例えば、急な斜面であれば人工林のままですと手が掛かるので、間伐などの施業が必要なのですが、皆伐した場合は針広混交林化ですとか、広葉樹林化を進めていきたいと考えています。

(一場委員)

広島は非常に急峻なところが多く、そういうところにも植栽してあるので、すごく難しいとは思いますが、その部分とカーボンニュートラルのことを考えていくと、やはり再造林のことを考えていけないといけないので、そこも合わせた形で、真の効率化、手がかからない形の造林を図るような施策、特に針葉樹林を伐ったままですと絶対生えませんが、その辺りを例えばもう少し林業経営適地がこのようになっていて、このように植栽しました、といった状況が分かると、私達は、林業経営適地については頑張ってくれているんだ、また、そうではないところについては、こういう施策をされているんだということを理解できるので、それらが見える形にしていきたいと思えます。

(事務局 (橋本参事))

現在、林業経営適地の集約化に取り組み始めて間もない状況です。4万 ha を目指して、昨年、一昨年併せて6,000ha くらい集約しており、令和12年までには4万 ha を集約して、その中でどのような取組を進めているのか、あるいは、そこ以外では、どのような取組を進めているかということ、このような機会を通じてしっかり報告していきたいと思えます。

(一場委員)

ありがとうございました。ちょっと安心しました。

(小林会長)

この問題につきましてこの辺で終わらせていただきます。その他如何でしょうか。

(加藤委員)

花粉発生源スギ人工林減少推進計画なのですが、政府目標として、あと10年で2割減らすと掲げています。この目標値については全国で均せばという中で、広島県は取り組むことと思えますが、今回の計画を進めた場合に、達成できる数字なのでしょうか。達成できない場合は、何割くらいの達成率を見込まれるのでしょうか。

(事務局 (森林企画 GL))

今回、全国森林計画で示されている計画量がこの花粉発生源対策も含めた数値となっておりますので今回の地域森林計画の計画量を達成すれば、多少後年度の方に計画量を押ししているところもございしますが、達成できる見込みになっております。

(小林会長)

この問題につきまして、その他の方、何かご意見や質問等は。

(福田委員)

発生源対策として、無花粉のスギ・ヒノキを増やすための補助金等、具体的にどのような手段で取り組んでいこうとしているのか教えていただきたい。

(小林会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局 (木材生産 GL))

広島県ではスギ・ヒノキの少花粉の樹種を供給する取組を進めており、スギにつきましては、令和6年度から実際に苗木の供給が可能となる見込みでございます。ヒノキにつきましては、もう少し遅くなるのですが、令和10年度くらいから苗木の供給が可能となる見込みでございます。

(小林会長)

スギ人工林を2割減少させて植え替えができるかどうかということについては如何でしょうか。

(事務局 (木材生産 GL))

2割削減に対応できるようしっかりと取り組んでまいります。

(小林会長)

分かりました。皆さん、よろしいでしょうか。この問題についてご意見があればお伺いします。

(大内委員)

昨年度末、林業課長がテレビに出て、少花粉の取組について説明されているのを見たように思うのですが、それが今進んでいるということなんでしょうか。

(事務局 (川崎課長))

スギ・ヒノキの少花粉品種の種を採る施設の整備を進めている取組のことかと思うのですが、今まさに採種園の整備を進め、そこから採れた種から苗を育成するなど、先ほどの説明の通り、取り組んでいるところでございます。

(小林会長)

堀川委員。この問題について如何でしょうか。2割の伐採について、計画的にスギが出てきたらどのように使われますか。

(堀川委員)

今、スギの集成材の需要は徐々に広がっていることから、リーズナブルな価格で材が出てくれば、十分使えると思います。結局、日本の林業の問題は、低価格で入ってくるヨーロッパ材に対して国際競争力を持てるかどうかではないかと思っています。また、先ほど造林の話もありましたが、うちも山を持

って施業しているのですが、下草刈りが一番の重労働です。ヨーロッパやニュージーランドなど日本にたくさん入ってきている輸入木材を育てている国では、ほとんど除草剤を使っていると聞いています。日本では過去に反対があって後退していますが、環境のことも考えながら、トータルで実現可能な方法を探っていけないといけないのではないかと思います。

(小林会長)

ありがとうございます。少花粉対策についてはこれで終わらせていただきます。その他ございましたらお願いします。

(正本委員)

広島県は民地が圧倒的に多いということで、行政が民間に支援をしていくような体制を今後どうしていくかという話になるのではないのでしょうか。また、県民にとって林業分野の構造等については理解が難しいことから、需要喚起について、例えば「広島の米は美味しいよ」というようなやり方は似つかわしくないのか、対策が難しいところではありますけれども、やはり需要が高まっていく中で、供給をどうしていくのかということになります。就職先の斡旋や確保、これも民間に対する支援になりますけれども、このあたり、どのような具体策を設けられていこうとしているのか、人手不足はどこの産業も大変な状況に今ありますけど、林業の方にどう向けて行くのかを教えてください。また、先ほどの事案に少し関わりますけれども、ウッドショックの際に材価が高騰すると同時に、今、運送の燃料のコストや、2024年問題がもう間近にくる中で、働き方改革でさらにコストアップすれば、木材がまた高騰する時期が来るだろうというふうに思います。これに対する支援、ここもまた供給に対する支援になるかと思いますが、その辺りに対する考えを教えてください。

(事務局（林業経営者育成担当）)

今後、林業経営適地で持続的な森林の経営管理を進めて行くためには、主伐から再生林までの長期的な視点に立って経営ができる林業経営体が必要と考えております。県におきましては、森林環境贈与税を活用して、労働安全コンサルや経営コンサル、そういった外部専門家による林業経営体の組織改革や人材開発に向けた支援を行うとともに、長期の経営戦略の策定ですとか、これに基づきます森林施業提案書の作成等を目的としたマネジメント研修を実施することで経営力の高い林業経営体の育成に取り組んでいるところでございます。

(小林会長)

堀川委員のところでは、現時点では人材確保については、困っていらっしゃるでしょうけども、将来を見た時の不安があると思いますが、それについてはどういうふうに克服なさるお考えでしょうか。

(堀川委員)

正直に言って、人材確保についてはいつも苦勞をしております。日本が少子高齢化でどんどん若い人が減っていますので、やはり外国人材の活用と申しますか、もう一度制度として、これまでのように技能実習生として来てもらうのではなくて、労働力確保のためにそういったことも真剣にやらないといけない時代にきているのではないかと思います。一方で、それだけだと長続きしませんので、やはり自動化とか、例えばトラックも、うちは工場間ではトラック移動したりするのですが、そういう近距離

なら自動運転で行けるようにするとか、工場の中の自動化も進めているところです。

(小林会長)

ありがとうございます。正本委員、よろしいでしょうか。

(正本委員)

はい。

(小林会長)

その他ございますか。

大体、ご意見・ご質問出尽くしたようです。まさに皆さんからお聞かせいただいたご意見・ご質問というのは非常にタイムリーなお話でございまして、事務局も耳が痛い部分もあったのではないかとというふうに拝聴をしておりました。皆さんからいただいたご意見について、事務局も行政の中で活かしていくのではなかろうかと思っておりますけれども、今日の結論として、どのように取りまとめを進めていくのかということについて事務局から説明があったことから、私としましては妥当・適当であるという趣旨の答申をしたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

(委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。そのような答申をさせていただきたいと思いますが、答申書の作成については、会長の方にご一任させていただきたいと思っておりますけれど、よろしゅうございますか。

(全委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。折角の機会でございますので、諮問事案ではなく、全般に渡って何かあればと思っておりますが、如何でしょうか。

(委員)

(発言なし)

(小林会長)

無いようでございますので、終わりにしたいと思いますけれども、皆さま方には終始熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。ご協力をいただきまして時間内に終わらせることができ、感謝を申し上げる次第でございます。今後とも当審議会に対しまして、いろんなご意見を賜りますようによろしくお願ひします。これからは事務局に移しますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局 (橋本参事))

皆さま、どうもありがとうございました。それでは、山崎部長から閉会にあたりご挨拶を申し上げます。

(事務局 (山崎部長))

長時間にわたり、たいへん熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。委員の皆様からは参考になるご意見をいただきまして今後の行政の取組の参考にさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

(全委員)

ありがとうございました。